

# カーボン・オフセット認証制度 実施要領

気候変動対策認証センター

## 1. カーボン・オフセットの案件の認証制度

### 1. カーボン・オフセット認証事業の目的

カーボン・オフセット認証事業は、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組（商品使用・サービス利用オフセット、会議・イベントオフセット、自己活動オフセット、自己活動オフセット支援等）に「カーボン・オフセットラベル」を付すことにより、社会を構成する主体が地球温暖化問題を自らの問題として捉え主体的な排出削減努力を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援し、低炭素社会の形成に向けて事業者ならびに消費者の行動を誘導していくことを目的とします。

### 2. カーボン・オフセット認証制度における申請・認証のプロセス

#### ①事業者による申請

申請事業者は、気候変動対策認証センターに対して、所定の手数料を支払い、申請書に記載がある資料を添付の上で、申請書を提出します。（案件に係る売上高については計画額にて申請を行います。）

個別のカーボン・オフセットの取組（以下「案件」という）は、

- (1) 温室効果ガスの排出の範囲（バウンダリ）の設定が同一であり、それらを算定の上で、カーボン・オフセットを一括して実施するもの
- (2) 制度参加者により物理的・時間的あるいは契約上の範囲で特定される同一規格の商品・サービス、会議・イベント、自己活動（以下「商品等」という）であり、排出量の埋め合わせ及び情報提供において、同一性を損ねないもの
- (3) 商品等が一般名称ではなく商品名等により個別具体的に特定できるものをすべて満たすものです。

#### ②気候変動対策認証センターによる申請受理

気候変動対策認証センターは申請書の形式要件を確認の上、申請を受理します。資料が不足する場合は、申請事業者による資料がそろい次第受理いたします。

#### ③気候変動対策認証センターによる事業者登録

申請受理と同時に事業者を登録します。事業者登録の有効期間は、一年目は申請受理日の翌年の月末日までとなり、以降は一年ごとに更新します。

#### ④気候変動対策認証センターによる予備審査

気候変動対策認証センター審査チームが申請書および添付資料の予備審査を行います。必要に応じて、現地審査を行います。

#### ⑤カーボン・オフセット認証制度認証委員による本審査・認証

申請受理から40 営業日以内に開催される認証委員会において、気候変動対策認証センター審査チームの予備審査結果を報告し、審査結果の妥当性を専門的知見により判断します。認証委員会により審査結果の妥当性が確認されれば案件は認証されます。認証委員会により認証されなかった場合も、申請書の修正等を行うことで認証を得られる可能性があります。

#### ⑥ラベル利用開始

事業者は認証を得られればその日から申請した期限までラベルを利用することができます。ただし、一年目は最長でも申請受理日の一年後の月末になります。  
(事前・事後型の場合は、排出量等の中間報告が別途必要です。)

#### ⑦案件における実績売上高の報告

認証事業者はラベル利用開始日（認証日）からラベル利用終了日までの間の当該案件における実績売上高を報告します。ラベル利用終了日以降にはラベル添付の製品等を出荷することはできません。

#### ⑧ラベル使用料の精算

実績売上高に応じてラベル使用料の過不足を精算します。

## II. あんしんプロバイダー制度

### 1. あんしんプロバイダー制度の概要

「あんしんプロバイダー制度」は、オフセット・プロバイダーの過去一定期間の排出削減量クレジットの取扱方等を確認した上で、ウェブサイトにおいて公表することによって、

消費者等がオフセット・プロバイダーの信頼性を識別できるようにするための取組です。

カーボン・オフセットに関し、諸外国においては、排出削減量クレジットのダブルカウントや実態のない排出削減量クレジットの取扱い等の不正問題が発生しており、カーボン・オフセットの取組を検討している国内事業者からは、オフセット・プロバイダーの情報に対する要望が根強く存在しています。あんしんプロバイダー制度において、オフセット・プロバイダーの情報を公開することは、カーボン・オフセット第三者認証の手続きをより円滑に進めることにも貢献し、カーボン・オフセットの取組の普及や質的向上を後押しするものです。

### **(目的)**

環境省が平成20年2月に策定した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」(以下「指針」)によれば、カーボン・オフセットの課題として、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の構築が挙げられています。文中には、「オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保する必要があること」とあり、各オフセット・プロバイダーが透明性確保に努めているところであります。

一般的に、透明性の確保にあたっては、明文化した情報に基づく第三者機関による確認が有効な手段であり、信頼性の構築や透明性の確保は日本におけるカーボン・オフセットの取組の活性化のためには不可欠であると考えられます。

そのような状況のもと、指針により指摘されている課題に対応した「あんしんプロバイダー制度」を開始して、カーボン・オフセットの取組を広めるとともに、カーボン・オフセット関連市場を育成することは、低炭素社会構築のための要件であると考えられます。

### **(オフセット・プロバイダーとは)**

指針においては、「市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者」と定義されています。

### **(指針が指摘している課題)**

- ・一定の精度で算定を行っているか？
- ・排出削減努力を促しているか？
- ・信頼性の高いクレジットによるサービスを提供しているか？
- ・ダブルカウント等を回避する対策を行っているか？
- ・必要な情報を公開しているか？

## 2. あんしんプロバイダー制度における申請・確認のプロセス

### ① オフセット・プロバイダーによる申請

- ・申請書
- ・申込事業者による社内手続を定めた文書（以下「手続文書」）と関連文書
- ・事業に関する契約類
- ・算定および情報公開に関する基本方針

### ② 手続文書確認

- ・手続文書を確認し、重大なリスクがないか確認します。
- ・クレジットがどのようにカーボン・オフセットに用いられているかを確認します。

### ③ 事業所確認・書類確認

- ・実際の業務が、手続文書の通りに進んでいるかどうかを立会確認します。

### ④ 気候変動対策認証センターウェブ上でのオフセット・プロバイダー名の公表

- ・以降、1年に1度の実地確認、3か月に一度の書類確認等を行い、ウェブ上での公表内容を更新します。

### ⑤ 注意喚起等の可能性

- ・クレジット管理等において不鮮明な点があれば注意喚起を行った上で、場合によっては警告、立ち入り検査、ウェブ上における情報提供中止等を行う予定です。

## 3. あんしんプロバイダー制度における確認事項

### 【重点確認事項（基本方針および事実の確認）】

#### ① 信頼性の高いクレジットによるサービスを提供しているか？

指針においては、「オフセットするための削減活動が実質的な温室効果ガスの削減に結びついていない事例」を挙げ、「オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトの排出削減・吸収の確実性・永続性を確保する必要がある」「オフセットに用いられるクレジットのもととなる排出削減・吸収量が正確に算定される必要がある」と言及されており、信頼性の高いクレジットによるサービスの提供が行われているかどうかを確認する必要があります。

⇒指針および「カーボン・オフセットに用いられるVERの認証基準に関する検討会」の検討結果を踏まえて確認を行います。

## ②ダブルカウント等を回避する対策を行っているか？

オフセットに用いられるクレジットのダブルカウント（同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられること）を回避する必要があること

⇒指針および制度に参加するオフセット・プロバイダーの社内手続を定めた文書等を踏まえて確認を行います。「オフセット・プロバイダーの社内手続を定めた文書等」の妥当性についても確認を行います。

### 【確認事項（基本方針の確認）】

#### ①一定の精度で算定を行っているか？

オフセットの対象となる活動に伴う排出量を一定の精度で算定する必要

⇒指針および「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン」を踏まえて各社の基本方針のみを確認します。

ただし、ウェブ上で、個人の排出量算定を支援するサービスについては、重点確認事項として、算定根拠、算定式等の確認を行います。

#### ②必要な情報を公開しているか？

指針においては、「カーボン・オフセットに用いられるクレジットやカーボン・オフセットを実現する商品、サービス等を購入する消費者に対し十分な説明がなされることが必要」「カーボン・オフセットの取組を行う者は必要な情報を公開することが求められる。」と言及されています。

⇒指針および「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」を踏まえて各社の基本方針のみを確認します。なお、ウェブサイトにおける虚偽記載の有無、苦情受付体制やその処理方法等についても確認します。

### 【排出削減努力についての考え方】

指針においては、「オフセットをすれば排出削減努力をしなくてもよいという考え方が流布する懸念」「オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないとの認識が共有される必要がある。」と言及されていますが、最終的に排出削減努力を行うのは、オフセット・プロバイダーではなく、オフセットを行う各事業者や消費者です。

オフセット・プロバイダーについては、事業者や消費者がオフセットを行う際に、削減努力も併せて行うことが重要であるとの情報提供を行うことが求められていることから、排出削減努力については、確認事項②の「必要な情報を公開しているか？」における確認項目とします。



## カーボン・オフセット認証制度申請方法について

### カーボン・オフセット認証

カーボン・オフセット認証の申請にあたっては、気候変動対策認証センターウェブサイト\*に記載された関係資料を熟読の上、審査を実施するために必要となる資料を、締切日までに提出して下さい。郵送用書類・審査用資料の2種類の提出が必要であり、そのうち審査用資料については、すべての書類・資料を電子データ（PDF形式）により提出して下さい。以下の資料がすべてそろって初めて形式要件を満たしたものとして申請を受理します（実施規則第15条第2項）。

\*気候変動対策認証センターウェブサイト：<http://www.4cj.org/label/index.html>

#### ① カーボン・オフセット認証制度に基づくカーボン・オフセット認証申請書

申請者の印鑑を必ず押印して下さい。印鑑は認印でも結構です。印鑑登録等の有無は問いません。

#### ② ①の申請書記欄等に記載された必要書類

P. (*)	申請書記欄に記載された必要書類とその説明
P. 2 ※2	申請（事業）者のパンフレット等、事業内容の説明資料。
P. 2 ※4	申請代行業者のパンフレット等、事業内容の説明資料および申請代行業者と申請（事業）者との間で交わされた業務代行に係る契約書。 説明：申請代行業者がいない場合は不要です。
P. 2 ※5	申請案件に係る関係者の役割分担が分かる図等。 説明：特に満たすべき形式基準はありません。
P. 4	クレジット調達（無効化）に係る契約書 説明：オフセット・プロバイダー等との間に交わされている、クレジット調達（無効化）に関する契約書です。
P. 5 ※4	当該申請案件に係るクレジットと用途の対応関係が管理されている帳簿等の写し。 説明：事前認証・事後確認の場合は当該申請案件に係るクレジットの調達前の申請となるため、本帳簿等の写しを提出する必要はありません。事後認証の場合は必須となります。
P. 5 ※5	情報提供用の包装、チラシ、ホームページ等の案。 説明：現時点で想定されているものをすべて提出して下さい。申請書記載の4CJ ウェブサイトおよびQRコード記載内容以外に存在しない場合は、その旨を明記した文書を提出して下さい（当該文書には、申請（事業者）名、申請案件名、申請書提出日以降の日付が明示されていれば、その他の体裁は特にありません）。 新規の情報提供用の放送、チラシ、ホームページ等が存在しており、それが「案」の段階である場合はその旨記載して下さい。なお、受理日以降に作成されることが明らかになったものについては、遅滞なく事務局に案を送付して下さい。

(\*) 申請書ひな形 ([http://www.4cj.org/document/label/oc\\_att\\_app.doc](http://www.4cj.org/document/label/oc_att_app.doc)) のページ数です。

③ カーボン・オフセット認証制度利用に伴う誓約書

複数の申請事業者となる場合は、各々で誓約書をご提出ください。（A社とB社が申請事業者となる場合は、A社の誓約書、B社の誓約書が必要になります。）

④ 手数料の振込を証明するもの

銀行のATMやインターネット等を通じて提供されるご利用明細等のコピー等で結構です。

### あんしんプロバイダー制度参加

あんしんプロバイダー制度参加申請に際し、気候変動対策認証センターウェブサイト\*に記載された関係資料を熟読の上、以下①～⑤の書類を下記要領にて提出願います。

- ① あんしんプロバイダー制度参加申請書
- ② 申込事業者による社内手続を定めた文書とその関連文書
- ③ 算定および情報公開に関する基本方針
- ④ カーボン・オフセット認証制度利用に伴う誓約書
- ⑤ 手数料の振込を証明するもの

\*気候変動対策認証センターウェブサイト：<http://www.4cj.org/label/index.html>

#### 【気候変動対策認証センターへの書類提出方法】

① 電子メールによる提出

電子メールアドレス<mailto:ninfo@4cj.org> 宛てに、題名として「カーボン・オフセット認証制度申請」と明記し、氏名、所属、役職、住所、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記入の上で提出願います。

② 郵送による提出

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-8 芝公園アネックス7 階N

社団法人海外環境協力センター内気候変動対策認証センターあてに、封筒に「カーボン・オフセット認証制度申請」と明記し、氏名、所属、役職、住所、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を添えて提出願います。

認証センターが資料を受理し、手数料の振込が確認され次第、手続を開始いたします。①②の方法による提出に関する着信確認の電話を除き、電話及び来訪による問い合わせ等は一切お受け致しかねますので、御了承ください。

いずれも、別途設定される締切日までにすべての必要書類の提出が確認された時点で「受理」となります。